

## 11 事業開始以降のスケジュール（予定）

事業開始	平成 29 年 4 月 1 日から
助成金支払い①	4 月下旬 ・請求書に基づき、交付決定金額の 60%をお支払いします。
経過観察	6 月から 11 月まで（随時） ・事業の進捗状況を確認するために、事業の現場へ伺います
助成金支払い②	10 月下旬 ・請求書に基づき、交付決定金額の 40%をお支払いします。
新規（1 年目）の実績報告	提出期限 平成 30 年 4 月上旬 ・1 年目の申請事業について、報告書（会計、領収書含む）を提出いただきます。

### Q 交付決定後に事業内容や、助成金の対象経費の変更及び中止は可能ですか？

A ⇒原則として認めません。変更・中止前に必ず区と協議してください。場合によっては助成金を返還していただきます。

### Q 事業の実施で発生した領収書等は年間を通じて保管しておく必要がありますか？

A ⇒どんなに少額でも、助成金の交付にあたっては必要です。精算時、領収書等が無い場合は助成金を返還していただきます。

### Q 助成事業で作成した書籍や報告書など、成果物の販売は可能ですか？

A ⇒可能です。成果物には「大田区地域力応援基金助成事業」で作成した旨を明記してください。（交付決定後、区が配布する地域力応援基金助成事業のロゴマークでも結構です。）ただし、販売物には特に明記する必要はありません。

## 12 継続申請（助成対象期間：平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）

交付決定した団体は、継続申請を 1 回まで可能です。

※必ずしも全ての継続事業に対して助成金交付するわけではありません。

## 13 申請先・問合せ先

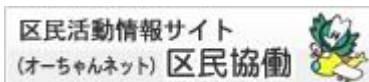
申請のための相談を受け付けています。（予約優先）

大田区 地域力推進部 地域力推進課 区民協働担当 電話：5744-1204  
(〒144-8621 大田区蒲田 5-13-14 大田区役所 6 階南側)

大田区ホームページから申請書類の様式ファイル（ワード、エクセル）をダウンロードできます。

ホームページアクセス手順

大田区 HP トップページへアクセス



⇒画面左側にある

⇒『助成金情報（地域力応援基金助成事業）』⇒『ステップアップ助成』

⇒『平成 29 年度実施ステップアップ助成の募集』

事業実施団体から提出された書類は公正性・透明性を高めるために区ホームページで公開の対象とします。また、連携・協働の目的から行政機関内で使用させていただくことがあります。予めご了承ください。

個人情報については、大田区個人情報保護条例に従い適正に管理します。

# 地域力による地域のための活動を応援します！

平成 29 年度実施

# ステップアップ助成 募集案内



※この事業は、区民や事業者の皆様から頂いた寄付金を原資として、実施しております。

## 1 申請期間

（申請にあたっては、区民協働担当でご相談を受け付けます。申請・相談は予約制です。）

平成 28 年 6 月 15 日（水）から 7 月 15 日（金）17 時まで ※厳守

## 2 助成金額

ステップアップ助成 … 1 団体あたり 50～300 万円（総額 1,500 万円）

助成率 … 助成対象経費の 9/10

## 3 助成対象団体

以下の 3 つの要件をすべて満たしている団体。

- (1) オーちゃんネットに登録している団体であること。（※登録は申請と同時可。）
- (2) 区内での活動実績があり、団体設立からおおむね 3 年以上経過していること。
- (3) 今年度、ステップアップ助成の新規（1 年目）事業を実施していないこと。

【注意】 下記に該当するときは申請できません。なお、助成金交付後に下記に該当する事項が確認された場合は、助成金の返還をしていただきます。

- 他の助成制度から同一年度に申請事業と同一の事業又は同一の事業と判断できる事業で助成を受けるとき
- この助成事業に、同一団体が同一年度中に複数の事業で申請をしようとしているとき

## 4 助成対象事業

ステップアップ助成…大田区の地域課題に取り組んでいる団体が、さらにステップアップ（発展）を図る事業（助成対象分野は 6 の 11 分野）

ジャンプアップ助成事業テーマ（区が提示するテーマ）  
については、8 月以降に発表します！！

※ 発表後ジャンプアップ助成テーマの詳しい資料は、区民協働担当窓口又は区ホームページで入手できます。

【問合せ先】 大田区 地域力推進部 地域力推進課 区民協働担当 電話：5744-1204

## 5 助成対象期間（※ 今年度の事業に対する助成ではありません。）

平成 **29** 年 **4** 月 **1** 日 から 平成 **30** 年 **3** 月 **31** 日 まで

## 6 助成対象分野（ステップアップ助成での事業は下記 11 分野から選択してください。）

区民を対象として公益性が認められ、区民参加により広く社会貢献につながる非営利事業で、下記に掲げる分野に係る事業を助成対象とします。複数の分野にまたがる事業も申請可能です。

分 野		付要綱第4条で規定より	
1	高齢者や障がい者の地域生活の支援を行う活動	6	環境の保全を図る活動
2	子育ての充実を図る活動	7	文化又は、芸術又は、国際化の推進を図る活動
3	地域医療との連携を図る活動	8	防災又は、地域安全又は、消費者の保護を図る活動
4	社会教育又は、スポーツの推進を図る活動	9	人権擁護又は、男女共同参画社会形成の促進を図る活動
5	まちづくり又は、観光の推進を図る活動	10	子どもの健全育成を図る活動
		11	その他公益性があり、広く地域貢献につながる活動

## 7 助成対象経費

事業に必要な経費のうち、下記に掲げるものを助成の対象にします。

費目	具体的な内容
団体外部の方への謝礼	外部講師への謝礼や、ボランティア参加者への謝礼（報償費） 【外部講師謝礼の目安】 15,000 円/時間（大学教授、弁護士、公認会計士、医師、著名民間学者） 12,000 円/時間（大学准教授、民間専門研究者、税理士） 8,000 円/時間（大学講師・助手、民間企業管理者、民間技術者） 5,000 円/時間（官公庁係長級以下の職員、その他） 【ボランティア謝礼】 金額に制限はありませんが、全額が助成対象とならない場合があります。
団体内部の方への支払い	事業実施のために従事する、団体会員への支払い（人件費） ※ 申請金額全体のおおむね50%以内
交通費	電車・バスなどの公共交通機関の交通費
2万円以下の物品購入	文具・材料・用紙やプリンタのインク等の購入費
2万円以上の物品購入 【要：見積書】	本体価格の単価が2万円以上で区長が事業経費として必要と認めるもの ※1 申請するときに請求の根拠となる見積書等を添付してください。 ※2 事業に直接係るもの以外、例えば団体の運営に関する備品（事務所の机・イス等）については計上できませんのでご注意ください。 ※3 購入した物品は自由に譲渡、交換、処分できません。 ※4 パソコンやカメラ等の汎用性の高い製品は、計上しても認められない場合があります。
印刷料	事業のチラシ・ポスター等のコピー費 ※ 業者や個人へチラシ等デザイン・印刷を依頼し作成する場合は業者への委託になります
他団体や業者への委託 【要：見積書】	事業実施に必要な業者・団体（警備、保育、HPデザイン）への委託経費等 ※1 申請するときに請求の根拠となる見積書等を添付してください。 ※2 申請金額全体のおおむね50%以内（27年度から制限が追加されました）
郵送料	郵送・運搬にかかる経費
保険料	イベント保険、ボランティア保険等にかかる経費
会場使用料	会場の使用料等 ※ 賃料、水道光熱費、インターネット使用料等の経常費用は認められません。
レンタル・リース料	車両・機材等のレンタル・パソコンなどのリース料
その他経費	区長が必要と認めるもの

### 【対象外経費】

- ・交際費、慶弔費、懇親会費など公益的事業に直結しない経費
- ・携帯・通信代、HP 運営管理代、資格の検定費用、交通費など団体の運営に関する活動経費
- ・募金、寄付金、事業の目的に則さない視察や研修等の経費

## 8 申請方法

申請は**予約制**です。下記書類を**持参**（※郵送・メール等不可）してください。

### ◆交付申請書のほか、以下の添付書類

- (1) 団体規約・定款
- (2) 団体メンバー一覧（団体での役職・役割含むもの）
- (3) 団体の直近年度の事業報告書・収支決算書
- (4) 団体の今年度の事業計画書・収支予算書
- (5) 他団体や業者への委託をする場合には、見積書又はそれに準ずるもの
- (6) 単価2万円以上の物品を購入する場合には、見積書又はそれに準ずるもの

※上記書類の他、申請書を補完し団体活動のPRをする資料を提出できます。

（A4サイズ2枚まで、両面可。内容は自由にお書きください。今までの活動のチラシを組み合わせたり、写真を並べたり、事業に対する思い等を書いていただいても構いません。）

### Q 申請書は手書きでもいいですか？

A ⇒構いません。手書きの場合は分かりやすく楷書でご記入ください。パソコンを使用する場合は大田区のホームページから申請書をダウンロードしてご利用ください。

### Q 民間企業の社員で組織するボランティアグループですが、申請できますか？

A ⇒区内で非営利事業を実施し、オーちゃんネット（大田区区民活動情報サイト）に登録可能な団体であれば申請可能です。

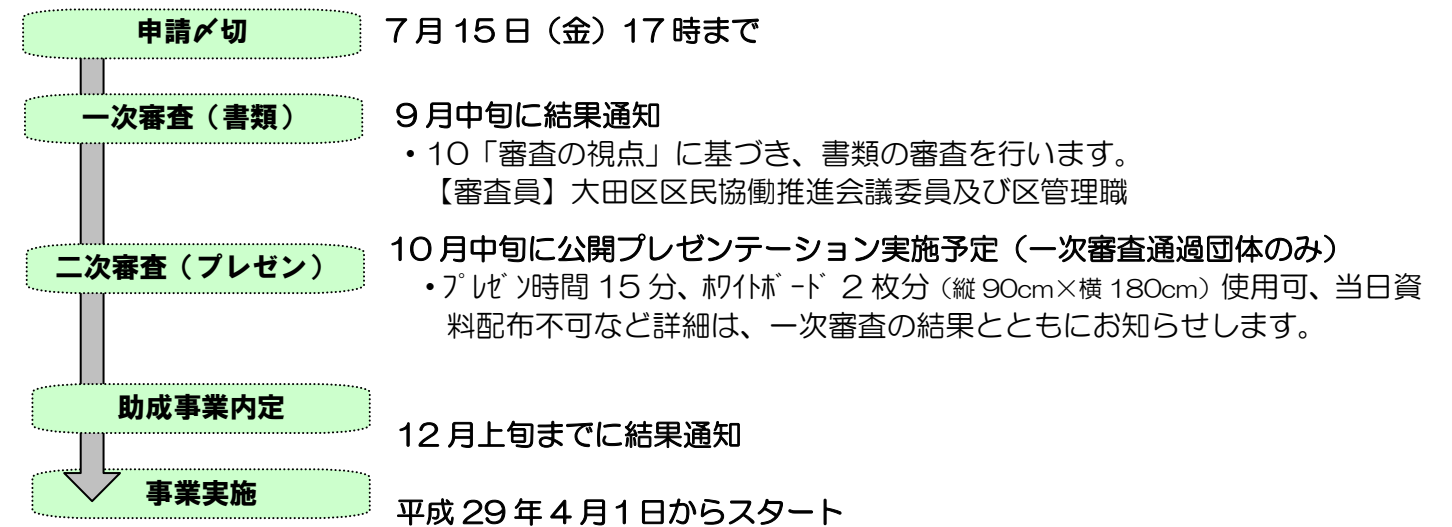
### Q 現在他の助成制度にも申請中で、まだ交付決定はしていませんが申請することは可能ですか？

A ⇒申請は可能ですが、当該申請事業と同様の場合は、助成事業を辞退していただくことがあります。予め双方に確認してください。

### Q 申請団体の所在地は区内に限定されますか？また、複数団体での申請も可能ですか？

A ⇒申請事業を区内で実施する団体であれば申請可能です。複数団体で申請する場合は、代表する団体が申請し、連携協働相手を全て、申請書に記載すれば可能です。詳細はお問合せください。

## 9 事業実施までのスケジュール



## 10 審査の視点

審査の視点	申請にあたってのチェックポイント
①事業を担える団体であるか（団体基礎体力）	・事業実施に必要な体制を整えられるか
②地域や社会のためになるか（地域貢献力）	・地域や区民のニーズが反映されているか ・事業による効果が広く開かれたものであるか
③適切な形で実施できるか（計画実行力）	・実現性のある計画立てをしているか ・助成終了後も事業継続できる計画をしているか
④地域等での広がりや効果が期待できるか（連携協働力）	・他団体との連携、協働をする仕組みがあるか ・事業効果が他団体、他地域に波及するか
⑤総合的にステップアップ助成にふさわしいか	・ステップアップ助成の主旨に沿っているか